令和８年（フ）第２４号
福岡県飯塚市弁分13番地１　ブランドール門の町Ａ号
破産者　井上　　駿（旧姓立石）
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５６６号
北九州市小倉南区北方１丁目15番３―402号、前住所北九州市小倉南区津田４丁目７番５号
破産者　渡邊　はる
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７６号
北九州市小倉南区北方３丁目22番２―101号
破産者　川久保紀子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９４号
北九州市小倉北区中井２丁目15番２―301号
破産者　西　　純子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１４号
北九州市小倉北区井堀４丁目５―６―903、住民票上の住所北九州市小倉北区中井４丁目２番60―414号
破産者　黒山　海翔
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２２号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目34番40号（Ａ201）
破産者　小田　浩貴
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６４７号
北九州市小倉南区舞ケ丘２丁目１番43号、前住所福岡県飯塚市相田746番地
破産者　成清　惠一
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５号
熊本県球磨郡五木村甲5726番地３　宮園団地３－２
破産者　宮村九十九
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和７年（フ）第８７号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7087番地16、前住所宮崎県延岡市出北５丁目15番32号
破産者　福島　　正
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第５１号
山形県酒田市大蕨字二夕子91番地の１
破産者　池田　雅一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第２９号
山形県酒田市成興野字上堰内79番地
破産者　今井　十一
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第６３３号
大阪府貝塚市三ツ松1556番地10
破産者　下田代亮太
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目３番５―５号
破産者　庄司　　仁
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘１丁目２番19号（１―201）
破産者　平原　大地
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
大阪府岸和田市下松町２丁目11番１―206号
破産者　翁長　　聖
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６６号
大阪府泉佐野市岡本４丁目５番８―1102号
破産者　奥　由紀子（旧姓口元）
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７０号
大阪府泉大津市昭和町10番27号　ワイズレジデンス泉大津306号、住民票上の住所大阪府泉大津市昭和町10番27号　昭和ハイツ306号
破産者　髙久　　智
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７６号
大阪府岸和田市野田町３丁目９番７号
破産者　眞壁　朋美
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係